

序 計画策定にあたって

序.1 策定の背景

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進行しており、経済規模の縮小などによるインフラサービスや商業・医療・福祉といった都市における生活サービス水準の低下が懸念されています。

この課題に対応するために平成 26（2014）年に都市再生特別措置法が改正され、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、「立地適正化計画制度」が創設されました。

また、頻発化・激甚化する洪水、津波、土砂災害、地震などの自然災害に対応するため、令和 2（2020）年に法の一部が改正され、立地適正化計画の中に防災指針の項目が追加されました。これにより、持続可能でコンパクトかつ災害に強いまちを目指すことが期待されています。

このような背景から、府中町（以下、当町）においても、誰もが安心・安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、府中町立地適正化計画（以下、本計画という。）を策定するものです。

序.2 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市計画区域を対象とし、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域の中に居住機能を誘導する区域（居住誘導区域）を設定し、その中に医療、保健、子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域（都市機能誘導区域）などを設定するものです。

居住や民間施設を誘導することにより、コンパクトなまちづくりの形成（コンパクト・プラス・ネットワーク）を推進していきます。

【立地適正化計画における主な記載事項（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項より）】

- 「対象区域」「基本的な方針」
- 「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」
- 各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」
- 「防災指針」など

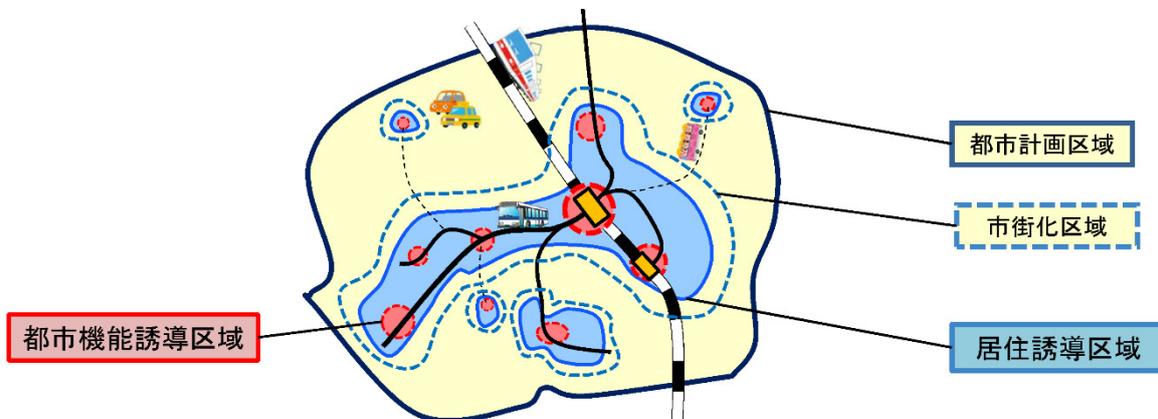


図1 立地適正化計画制度のイメージ

資料：立地適正化計画の手引き（令和 5 年 3 月改訂）

序.3 計画の位置付け

本計画は、当町の都市計画に関する基本的な方針を定める「府中町都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。広島県の計画である「広島圏域都市計画マスタープラン」や当町の上位計画である「府中町第4次総合計画」や「府中町国土強靱化地域計画」、その他の関連計画と整合を図り、策定します。

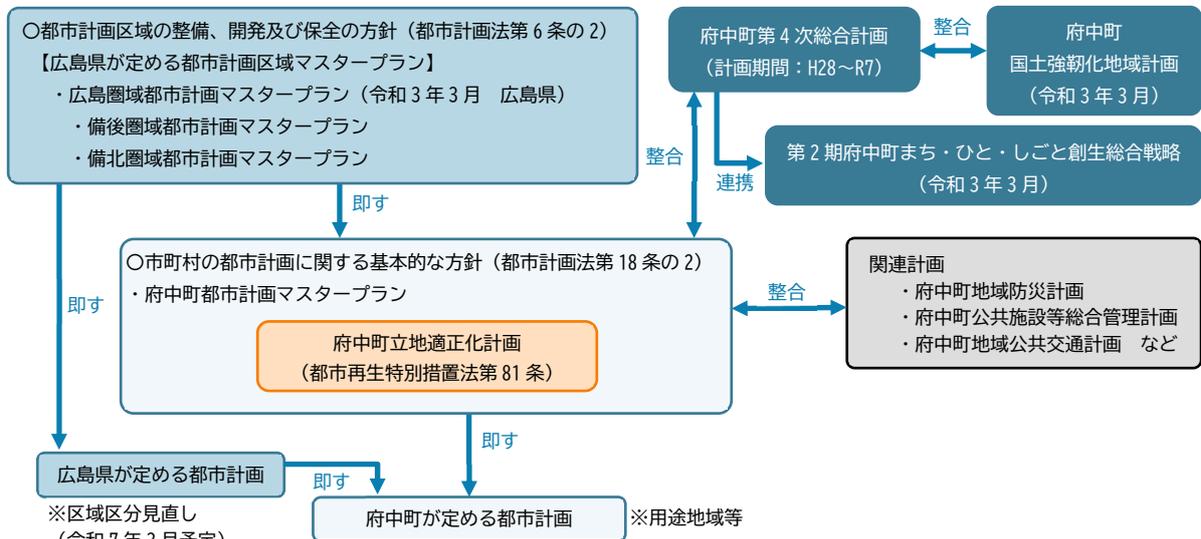


図2 立地適正化計画の位置付け

序.4 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全域とすることが基本とされています。当町は、町内全域が都市計画区域となっているため、町内全域を本計画の対象区域とします。

序.5 計画期間

立地適正化計画は、長期的な都市の姿を展望しつつ、概ね20年後も持続可能な都市として発展することを目指すために策定するものです。そこで、本計画の目標年度については、当町の総合計画と整合を図りつつ、令和27(2045)年度とします。

なお、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の改訂などに対応するため、概ね5年ごとに見直しを行います。

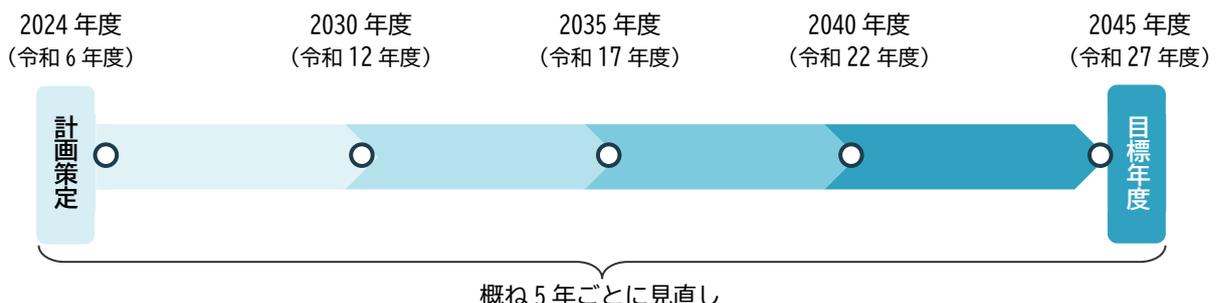


図3 計画期間